

令和2年

松前町議会

決算審査特別委員会会議録

自 令和2年 9月 8日

至 令和2年 9月 8日

松前町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会決算審査特別委員会委員長 福 原 英 夫

松前町議会決算審査特別委員会（第1号）

令和2年 9月 8日（火曜日）

◎付議事件

- (1) 認定第1号 令和元年度松前町一般会計歳入歳出決算認定について
- (2) 認定第2号 令和元年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (3) 認定第3号 令和元年度松前町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (4) 認定第4号 令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (5) 認定第5号 令和元年度松前町水道事業会計決算認定について
- (6) 認定第6号 令和元年度松前町病院事業会計決算認定について

◎出席委員（10名）

委員長	福原英夫君	副委員長	近江武君
委員	疋田清美君	委員	飯田幸仁君
委員	沼山雄平君	委員	宮本理恵子君
委員	工藤松子君	委員	西川敏郎君
委員	斉藤勝君	委員	堺繁光君

◎欠席委員（0名）

◎職務のために出席した議員（1名）

議長 伊藤幸司君

◎出席説明員

町長	石山英雄君	副町長	若佐智弘君
総務課長兼選挙管理委員会事務局書記		総務課主幹兼選挙管理委員会事務局書記	
	尾坂一範君		五十嵐愛之君
総務課主査兼選挙管理委員会事務局書記		政策財政課長兼会計管理者兼出納室長	
	阿部亮君		佐藤隆信君
政策財政課主幹	高橋潤一郎君	政策財政課主査	佐藤朋英君
税務課長	三浦忠男君	税務課主幹	斉藤広文君
税務課主幹	斉藤浩君	税務課主査	松矢龍雄君
福祉課長兼清部保育所長	岩城広紀君	福祉課主幹	斉藤明君
福祉課主幹	佐々木弘幸君	福祉課主査兼清部保育所次長	村井真由美君
福祉課主査	吉田絹子君	健康推進課長	松谷映彦君
健康推進課主幹	鈴木美奈子君	健康推進課主査	布川富江君
健康推進課主査	山田穂君	健康推進課主査	竹優香子君
健康推進課主査	佐藤幸子君	町民生活課長	平田昭浩君
町民生活課主幹	丹羽一暢君	町民生活課主査	皆月真一君
町民生活課主査	福井大介君	水産課長兼水産センター所長	渡辺孝行君

水産課主幹 佐藤 健治 君
農林畜産課長兼農業委員会事務局長
福井 純一 君
農林畜産課主幹兼農業委員会事務局次長
小野寺 孝也 君
商工観光課長 田中 建一 君
商工観光課主査 松浦 慎也 君
建設課主幹 高橋 博 君
大島支所長兼小島支所長兼大沢支所長
川合 秀樹 君
水道課主査 五十嵐 範明 君
病院事務局次長 小平 裕一 君
病院事務局主査 小山内 瞳 君
教育長 宮島 武司 君
学校教育課主幹兼学校給食センター次長
熊谷 直実 君
学校教育課主査兼学校給食センター主査
小野寺 伸夫 君
文化社会教育課主査 佐々木 健一 君
監査委員 藤崎 秀人 君
議会事務局長兼監査室長 鍋島 孝明 君

水産課主査 岩島 朋也 君
農林畜産課参事兼肉牛改良センター所長兼農業委員会事務局主事
三谷 幸一 君
農林畜産課主査兼農業委員会事務局主事
船尾 慶人 君
商工観光課主幹 佐藤 佳智 君
建設課長 横山 義和 君
建設課主査 河野 光治 君
水道課長 高橋 光二 君
水道課主幹 熊谷 芳昭 君
病院事務局長 白川 義則 君
病院事務局主査 小野寺 恵子 君
病院事務局主査 佐々木 俊典 君
学校教育課長兼学校給食センター所長
鍋谷 利彦 君
学校教育課主査 佐々木 恵一 君
文化社会教育課長 堀川 昭彦 君
文化社会教育課主幹 松村 陽子 君
文化社会教育課主査 佐藤 雄生 君
監査委員 梶谷 康介 君
議会事務局次長兼監査委員室書記
佐藤 巧 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 鍋島 孝明 君
議会事務局書記 三上 大輔 君

議会事務局次長 佐藤 巧 君

(開会 午前10時39分)

○福原委員長 おはようございます。

ちょっと暑いですが、休憩を取りながら進めたいと思います。

本日決算審査特別委員会を招集致しましたところ、皆様には何かとご多忙のところ出席下さいまして、会議の運びに至りましたことを厚く御礼申し上げます。

直ちに本日の会議の会議を開きます。

令和2年松前町議会第3回定例会において、地方自治法第98条第1項の検査権を付与して、本特別委員会に審査を付託されました、認定第1号から認定第6号まで6件を一括議題と致します。

審査方法についてお諮り致します。

既に定例会において概要説明がありましたが、更に細部に渡る説明資料を配布しておりますのでご了承願います。認定第1号については、歳出各款ごとに質疑をし、続いて歳入各款ごとの質疑の後、総括質疑を行い、討論、採決したいと思います。

また、認定第2号から認定第6号については、それぞれ一括質疑を行います。討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○福原委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第6号までの6件の審査は、ただ今お諮りのとおり行うことに決定しました。

これより認定第1号について審査を行います。

始めに、歳出1款議会費に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 議会費に関する質疑はこの程度に留め、2款総務費に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

近江委員

○近江委員 55ページ2款2項2目19節、参考資料23ページ、負担金補助金交付の渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金272万3千円に関連して、質問致します。

監査委員より決算の審査についての資料がございました。その中で、5ページの(1)収入未決の内容で、不納欠損金が539万1千47円を処理しておりますが、不納欠損額見ますと町税が91万1千896円、固定資産税が442万2千551円、軽自動車税が5万6千円となっております。固定資産税の不納欠損額が昨年度の2倍近くと多いので、まずその要因をお願い、教えていただきたい。

それと、その付随して、地方交付税第15条の7第1項第1号、同じく第2号、第3号とありますので、前に説明を受けたかもわかりませんが、もう一度教えていただきたい。

それと、渡島・檜山地方滞納交付機構ですから、税金の不納欠損処理が主だと思いますが、例言えば、学校給食費や町営住宅家賃などの欠損不能についての処理は、どのようにしているのか。学校給食費、運賃などは10年ぐらいいも滞納しておりますので、固定化しております。

まず、その要因だけ教えていただきたいと思います。

○福原委員長 近江委員、今の不納欠損についてはね、答弁させますけど、交付税と町営

の住宅、給食費については歳入の方でさせていただきます。

1点だけ、まず答弁させていただきます。

近江委員、3本とも歳入の方で答弁致しますので、歳入の時に改めて質問してください。それで今の質問については、ただ今申し述べたように歳入の方の案件でございますので、よろしく申し上げます。

近江委員。

○近江委員 歳入で私質問できない立場になるんですよ。

○福原委員長 近江委員、配慮致しますので、ただ今の答弁は歳入の方で答弁させていただきます。

その他に。

他にございませんか。

沼山委員。

○沼山委員 51ページ、1項1目19節社会保障税番号システムの事業実績に関して、説明資料は21ページです。これは、マイナンバーを利用した情報連携にかかるシステムの運用費、マイナンバー発行事務の委任に関わる交付金とあります。この件に関して2点伺います。

まず1点目はですね、マイナンバーの普及に伴うシステム環境の構築整備、発行事務ということと受け止めていますが、今特に発行事務の委任に関しての業務ですが、国においては普及業務行っております、事業を行っております。松前町においては、マイナンバーカードの発行状況、どのような状況なのか教えていただきたい。

次に、このマイナンバーを持つことが、町民にとってどのようなメリットが生じるのかということをお教えいただきたいと思っております。

○福原委員長 政策財政課佐藤主査、1点、2点。

訂正致します。1点目、政策財政課佐藤主査、2点目、町民生活課皆月主査。

答弁者を変更致します。1点目、町民生活課皆月主査、2点目を政策財政課佐藤主査。

○皆月主査 おはようございます。

沼山委員からの質問にお答えさせていただきます。マイナンバーカード普及状況ということでございますけども、8月31日現在、人口、松前町の人口6千834人に対しまして、申請されている方、マイナンバーカードの申請をされている方が1千682人、人口に対する申請率が24.6%で、約4人に1の方が申請しております。

交付、実際にカードを交付している方につきましては、1千344人、19.6%、約5人に1の方がマイナンバーカードを持っているということでございます。

ちなみにですね、昨年と比べますと、昨年の1年間で277人の申請で交付が231人でしたので、今現在5ヶ月間で既に申請が284名、交付が229名と大きく数字を伸ばしているところであります。

それと、申請の件数と交付の件数に300軒ほどの大きな開きがあるんですけども、これに関しましては、申請受付をしてから、実際カードが作成されて役場に届くまで1ヶ月程度の時間がかかると。それと、うちに方からできあがってましてことで案内させてもらってるんですけども、まだ取りに来られていない方等もおりまして、300人以上の大きな開きが、申請者数と交付者数で開きがあるところでございます。以上でございます。

○福原委員長 佐藤主査。

○佐藤朋英主査 マイナンバーカード持つことによる町民のメリットということでございますが、国の政策としまして、今現在、今月から始まりましたマイナポイントの付与、キ

キャッシュレス決済2万円をするごとに上限5千円のマイナポイントが付くということ、まず1点。それから、令和3年3月からマイナンバーカード、健康保険証としても利用することができることになっております。この他、国の政策としましては、住民票などのコンビニ交付なども行っておりますが、町ではコンビニ交付のサービスは行っておりません。

それから、町独自のマイナンバーカードを持つことによるメリットとして、町独自の取り組みは特に行っておりませんので、国の政策によるメリットとイコールとなると思っております。以上です。

○福原委員長 沼山委員。

○沼山委員 申請者がですね、既に4人に1人という割合で、意外と多いんですねという感想を持っています。そこで、今メリットの件も言われました、松前町独自としてはまだメリットとは、そこまではありませんと。

ただですね、既に国の事業として、総務省の資料の中では、このマイナンバーカードを持つことによって、様々な証明書の交付がコンビニで受けられますと。もう既に5万4千店舗もコンビニで交付が受けられると。更にですね、今のご時世、コロナ禍において密集、密接、あるいは窓口業務の省略化、あるいは効率化ということを考えて時にですね、将来的な展望として、こうしたサービスの導入は、遅かれ早かれ考えるべきではないかなというふうな思いを持つんですが、どういう考えを持ってやっていますでしょうか。

○福原委員長 1点目、皆月主査。

○皆月主査 コンビニ交付の件でございますけども、うちの町ではコンビニ交付の方に手を挙げておりません。手を挙げていない理由と致しまして、コンビニ交付の初期段階の費用に関しましては、国の方から補助が入って行っていくことができるんですけども、その後の維持をしていくための維持経費が、以前見積もりした時に年間400万以上の維持経費がかかるということで、これが年間400万の維持経費となりますと、今は郵送で請求していただいたりしてるんですけども、それでも全然収入、町の方の利用のニーズ合わない、その経費に見合わないんじゃないかということで、うちの方は手を挙げていないところでございます。以上でございます。

○福原委員長 2点目、佐藤主査。

沼山委員。

○沼山委員 今、1点しか質問してません。

○福原委員長 1点目、2点目、2点目聞いてないでしょう。2点目の答えは。

○沼山委員 さっき二つ回答してもらって、今更にお聞きした、今答弁いただきました。いいですか、次。

○福原委員長 沼山委員。

○沼山委員 事情はよくわかります。コストも高いしということだと思います。ただ、こうした行政サービスにおいては、田舎ほど、まあ田舎ったら申し訳ないですけども。こうしたサービスの格差を生じるべきではないという考えを持ってるんですね。むしろ田舎だからこそ、利便性が高い町というふうなことを考えていかれた方がいいんじゃないかなと思います。また、利用する人もですね、時間的には6時半から23時までコンビニでもって住民票を受け取れると、印鑑証明も受け取れると。こうした部分に関しては、相当利便性高いものと思います。

また、さっきも言いました窓口業務、対面業務も大幅にこれは改善されるわけですね。そうしたことを考えると、今はできないけどもこれは考えざるを得ないと。こうした先を、くどうようですがコロナ禍における対策としては、これは避けて通れないのではないかな

と思いを致しておりますが、もう一度その考え方をお聞きしたいと思います。

○福原委員長 町民生活課課長平田課長。

○平田課長 沼山委員の方から質問にお答えします。私もマイナンバーちょうどやった27年から、たまたま当時いましたので、その時からの流れも見ながら、近隣の町村の状況。やはり人口の少ない、特にコンビニの軒数が町内に少ないような町村では、交付の関係で維持経費かかるということで、導入に苦慮してるところがあります。それで、私の覚えている範囲ですけど、函館市、北斗市、七飯町が今現在やってるような状態で、こんな言い方したら変だかもあれなんですけども、郡部の町村については、やっぱり経費の関係で導入を見合わせてる状態に現在あります。

ただ、近隣町村に聞いてても、やっぱりマイナンバーカードの普及でその率が増えることによっては、導入しざるをえないだろうということがありますので、すぐというわけではないんですけども、近々やはりそういうふうな形になっていくんではないかなということで、担当としては考えておりますので、ちょっと全体の状況を見ながら導入していきたいという考え方で、ご理解願いたいと思います。以上です。

○福原委員長 よろしいですか。

その他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 一つお願いがございます。答弁に納得しましたら、答弁、了解しましたとはっきり意思表示をしてください。どうしても、委員長の主観でちょっと足りないなあと思って、再度答弁を求めるもんですから、そんなことで優しい配慮をお願いします。よろしいでしょうか。

総務費に関する質疑はこの程度に留め、3款民生費に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

説明員入れ替えのため、暫時休憩致します。

(休憩 午前10時57分)

(再開 午前10時59分)

○福原委員長 再開致します。

3款民生費に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

堺委員。

○堺委員 61ページ、3款1目、3款1項1目社会福祉総務費、説明書を見るとこの不用費、利用も全部書かれておるんですけども、あまりにも不用費が大きいもんですから、ここに書かれてる、説明書の31ページに書かれてる要因、予算をつくる前に、前って言うか予算つくる時に、この辺は想定できなかったのかなあというふうな感じ受けましたので、質問致します。

○福原委員長 福祉課長。

○岩城課長 ただ今堺委員から質問のありました、61ページの社会福祉総務費の扶助費の関係でよろしいでしょうか。

扶助費の方で不用額が1千万ほど出ております。これに関してなんですけども、毎年障がい者の自立支援の厚生医療とそういう給付金につきましては、過去3年間の給付費の状

況を踏まえまして、推計しているわけでありまして、こちらの給付費につきましても、健康保険の医療費と同じような部分もありまして、ある程度申請があつてからでないと、その給付を受けることができませんので、そういう部分ではなかなか推計自体は難しい部分があります。私どもとしましては、障がい者の方が、安全に安心して給付が受けられるように、予算不足しないように、ある程度余裕を持った予算設定をしているため、元年度につきましても、こうした給付費のサービスを受ける方が少なかったという部分で、不用額が生じたものと思っております。

ただ、不用額の額が大きくなるのは好ましくはありませんので、今後の予算編成につきましても慎重に積算して、予算を計上していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

○福原委員長 堺委員。

○堺委員 今理由をお聞きしました。障がい者やその方々の、この支援を受ける方々に対する思いやり予算が、これだけの余りをつくったのかなあつていうふうに感じました。以上です。

○福原委員長 他にありませんか。

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 民生費に関する質疑はこの程度に留め、4款衛生費に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

近江委員。

○近江委員 69ページ、4款1項4目、参考資料34ページ、空家などの除却支援についてです。25件で1千375万6千円あります、昨年と合わせますと70件で、3千795万となります。この内訳を見ますとですね、地区別にも書いてございますけれども、元年度と去年合わせて、神山、小浜が27件、そして茂草、館浜から18件、建石から大沢18件、荒谷から白神まで7件という形になってます。それで、申請者の住所なんですがね、大体町外からの申請者が43件とね、なってるんです。町内にはまだまだ整備しなければならない空家があります。特に目につくのは館浜の下町を見ますとね、倒壊寸前な空家があるんですね。

所有者がいなく、相続する人がいない場合、どのような対応をとっているのかなど。それとどの辺まで把握してるのかなど。お尋ねしたいと思います。

○福原委員長 総務課長。

○尾坂課長 空家の関係のお尋ねでございます。今、近江委員おっしゃったとおり、所有者がいなく、相続人が不明というふうな空家については、全体で松前町内総務課の対応してる案件と申しますか、空家のうち危険があるというふうな軒数が大体40軒ほど町内にあります。この空家補助金を利用して、ここ何年かですね、やっぱり5、6軒ほど、それも解消しつつあります。

ただ、近江委員おっしゃったとおり所有者不明も、このうち数軒あります。ただ所有者がいなくというふうなことになるれば、最終的に略式代執行をやるしかなくなります。行政代執行は基本的に所有者がはっきりしてて、いろいろ勧告だとか命令だとかかけてやらない場合は代執行するんですけども、いない場合については、それらを省略しまして、いきなり町の方でできることにはなります。

ただ、これをむやみにやった場合、最後は、町に黙ってればやってけるんでないかとい

うふうなことにもなりかねないものですから、規則的にはそういうふうな流れでいくし
かないんですが、ちょっと二の足を踏んでる状況となっておりますので、ご理解願いたい
と思います。

○福原委員長 近江委員。

○近江委員 今、説明によると、所有権のいない、または相続権のいない、そういう方は
略式代執行と。そして、それを執行することによって、町の財産負担が伴うんだと。だ
けども、余所から見てね、本当に危険家屋なんですよ。やはり、いない人のやつを処分す
ることによってね、安全性が保たれる。それと、黙っていれば町がやるんだという、そ
うような考え方もあると思うんですけども、やはり周り近辺のね、家屋の人、住んでい
る人にかかれば、いつ何時倒れてくるかわからない、屋根が飛ばされてきてあたるかわか
らない。そういうようなね、いつも危険を感じてると思うんですよ。

ですから、やはり倒壊寸前なものについては、ある程度費用かかってもですね、やっぱ
り償却しなければならぬと、私はいつもそう思ってます。ですから、その辺をね、も
う一度答弁お願いしたいと思います。

○福原委員長 総務課長。

○尾坂課長 実際に略式代執行まではいってないんですけども、危険な空家については総
務課、または町の職員と消防の方にも協力お願いしまして、ロープをかけたり、屋根が飛
びそうだったらロープをかけたり、壁がちょっと破れてるとか、そういうのは町の予算で、
修繕料若干そういうふうなもの持ってますので、それで応急処置で現在は対応している
ところではありますが、今近江委員おっしゃったとおり、これから多分、そんなに減ることは
なくて、ますます所有者不明だとか、そういう倒壊寸前のやつも増えてきますんで、その
都度、町長等とも協議しながら進めて行かなければならないというふうなことは考えてお
ります。以上です。

○福原委員長 近江委員。

○近江委員 よくわかりました。それでですね、課長にお願いしたいのは、やっぱり常備
ね、各地区を回って倒壊寸前の家屋についてね、把握していつてもらいたいなと思いま
すので、その点よろしくをお願いします。

○福原委員長 町民生活課長。

○平田課長 空家の状況の確認でございますが、平成27年に大々的に町内会にお願いし
ながら空家台帳をつくっております。それで5年やってませんので、今年度町内会にも
もうお願いしまして、この9月の24日に全体会議ありますので、その際にまたお願いし
て全町調査をやると。状況等把握しながら、空家台帳つくって、年内につくりたいと思
って、今事務を進めているところでございます。ご理解願います。

○福原委員長 他に質疑ありませんか。

沼山委員。

○沼山委員 68ページ、1項3目13節委託料、説明資料の33ページ、ピロリ菌検査
について、お聞きしたいと思います。

町長、令和元年度の執行方針でこのように言ってます。町民全体の健康増進が図られ、
発病が予防されるよう、がん対策や生活習慣病対策、重症化の予防のために取り組みして
いきます。その上で、胃がんの発症の関係が深いピロリ菌検査も特定健診と同時に実施で
きないか、関係機関と協議を行っている」と述べられています。ですから、この時点ではま
だ同時実施っていうのは決めていなかったわけですね。もう既にやってることではありま
すけれども、こうした状況、経緯、ちょっとその辺のところを教えてくださいたいと思

ます。

○福原委員長 健康推進課鈴木主幹。

○鈴木主幹 ただ今沼山議員よりご質問ありました、ピロリ菌検査の実施の経緯についてなんですけども、平成29年から松前町では成人の方のピロリ菌検査を開始したんですが、当初は通年で町立松前病院の方で受けられるような体制を整えましたが、年間大体60名前後の受診数で留まっておりました。このことから、より町民の皆さんが受けやすい体制ってというのはどういう形なのかっていうことを検討したところ、特定健診には毎年1千名近くの受診者が来場しておりまして、既に特定健診の検査項目として尿の検査を実施していることから、受診者の負担が少なく、一度に検査を受けられるのではないかとということで、町立松前病院と協議を重ねまして、実施体制を整えることができ、平成31年より特定健診との同時実施を開始しております。

健診会場で受診勧奨を行ったところ、前年度比、平成30年度に比べて2.6倍の160名の方が受診されています。このことから、特定健診と同時実施したということは一定の効果があったのではないかと推測されます。以上です。

○福原委員長 沼山委員。

○沼山委員 今、鈴木主幹のおっしゃったとおりで、このピロリ菌検査、松前病院に自分自ら出向いて検査を受けるということが、先ほど29年度では68人、30年では61名と。やはりこのままいくと頭打ちがあるのではないかとということで、今回こうしたことに、対策に舵を切っていただいたということは、非常に大きな意味を持つものと思っております。

今回の検査では160名の検査ということですが、この中ではどの程度のピロリ菌の保持者がいるか、教えていただきたいと思います。

○福原委員長 答弁よろしいですか。健康推進課鈴木主幹。

○鈴木主幹 160名の方の内訳ですが、実際に受診者の方の44%の方が陽性、ピロリ菌陽性という判定を受けております。そのうち半数以上の方、66%の方が精密検査の方に繋がっており、精密検査を受けた方の人数は47名になっております。そのうち12名の方はピロリ菌がないという判定を受けてます。尿の検査で陽性と受けても、実際胃の中にピロリ菌がないということもございますので、この12名の方は、問題はなかったんですけども、残りの34名の方は除菌の治療を開始されております。この34名の方がですね、除菌に成功した場合には、胃の疾患のリスクが軽減されたということに繋がると思われます。

ただし、ピロリ菌の性質上、できるだけ若い年齢のうちに除菌を受けなければ、ちょっと長い間ピロリ菌が胃の中にあつた場合、除菌の成功率がちょっと下がっていくとか、1回除菌していなくなったんですけども、やはり再発ということもありますので、一概にこの34名が全て除菌が成功したということにはならないと思うんですけども、そのような効果には繋がっていると思われます。以上です。

○福原委員長 沼山委員。

○沼山委員 やはりピロリ菌の保持者の割合って、まだまだ高いんだなっていう印象受けます。やはり、様々なこうした研究の中でも、ピロリ菌が9割以上の胃がんの元凶になっているということは、はっきりとなつておりますので、これからもまたしっかりと啓発活動を行っていきながら、ピロリ菌検査に関しては進めていただきたいなと思っております。

また、私もこの5年間、ずっとピロリ菌を言い続けてきまして、どこまでやるか、どこで止めるかなと思っておりますが、松前町から胃がんが激減したというところまで、追い

続けて行きたいなと思っておりますので、今後またしっかりと対策をお願いしたいと思います。

○福原委員長 松谷課長。

○松谷課長 激励のお言葉として、受け取らせていただきます。今後もですね、誠意努力してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願い致します。

○福原委員長 質疑ありませんか。

宮本委員。

○宮本委員 衛生費3項予防費の13節です。高齢者肺炎球菌ワクチンのことについて、ちょっと伺いたいんですけども、説明資料の方が32ページになります。インフルエンザ予防接種委託料のところに、予防接種名が高齢者肺炎球菌ワクチン、対象が65歳以上となっておりますよね。それで、お伺いしたいのは、この見込み述べ人数の175人、実績が182人。

実は、私、この間病院に行った時に、宮本さん、もう70歳だから肺炎球菌ワクチン受けたらどうですかって先生に言われたんです。えっ、70歳ってしたらや、役場の方から連絡行ってると思いますよ、いってませんか、こういう用紙の問診票行ってませんかって聞かれましたから、いや、私役場から来てるものは大体目を通すんですけど、見たことないですねっていうふうに返事したんですよ。そしたら、病院の事務の方が、そうしたらこちらの方で問診票差し上げますから、いついつ来てくださってという形で、個人負担になりますけどいいですかっていう形で言われたんですけども、そういう見込みの人数の175人、65歳以上175人って書いてあるんですけど、対象者について言うか、年齢層の対象者に全部こういう案内を出してるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○福原委員長 健康推進課鈴木主幹。

○鈴木主幹 高齢者の肺炎球菌ワクチンについては、毎年度5歳刻みの対象年度というのが定期接種の対象者として決まっております、その方々には年度末、翌年度の4月1日から接種が受けられるよう、対象者には個別通知を全員に行っております。

それ以外に、定期接種ではなくて、もし希望があれば全額自己負担で町立病院の方で接種を受けることは可能となっております。以上です。

○福原委員長 堺委員。

○堺委員 70ページ、2項ですね、清掃、じん芥処理費、これとは全く関係ないのかなと思うんですけど、不法投棄のことについて、ちょっと質問をしたいと思います。

これを見ると不法投棄に対しての予算はついてなんですけども、今後の予算の関係で一言言いたいなと。

最近、松前町全域ですけども、不法投棄の量がかなり多いもんですから、その辺の監視体制やら、不法投棄したら駄目ですよっていう啓蒙の看板やら、やっぱり設置は必要でないかなと思うんですよ。その辺この予算の中には見えて来ないもんですから、どうなんでしょう、そういう予算も持ってるんですか。

○福原委員長 町民生活課丹羽主幹。

○丹羽主幹 ただ今の、堺委員の不法投棄の看板等の費用の関係でございます。不法投棄の看板につきましては、現在渡島振興局の中に渡島、確か廃棄物対策会議という組織がございます、そちらから年間大体15枚から20枚ほど警告の看板が町の方に送られてまいります。それを使いまして、通報とかあった場合ですね、看板をそこに立てているという状況でございます、費用的な部分ですね、垂木程度のものでございますので、微々たるもんでございますので、予算自体はそんなに大きくないというご理解でいただきたいと

思います。以上でございます。

○福原委員長 堺委員。

○堺委員 今聞きました予算の中で、この不法投棄を取り締まられていくのも大変なことかなと思うんですけども、松前町は沢にいっぱい入る道路あるんですよね。どこの地区でもやっぱり沢づたいに行って、そこで捨てて、不法投棄されたものがいっぱいある。そういう状況がね、見られるもんですから、やっぱりもう少しその辺に対して気持ちを大きく、大きくっては変ですけども、やっぱり危険だなと思って、ある程度監視体制をつくった方がいいのかなと、そういう感じが致しますんで、そこら辺の心意気を。

○福原委員長 町民生活課丹羽主幹。

○丹羽主幹 監視体制の関係でございます。監視体制につきましては、定期的に職員が外勤の際に見ている部分。町内会にもお願いして、何かあったらご一報いただくとう、そういう形。

先般あたりもしたんですけども、不法投棄あった場合、更に追加で投げるような人もいますので、そういった部分の抑制のために、松前警察署にお願いして、あえてパトカーで巡回してもらおうという、そういう作戦もとっておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○福原委員長 よろしいですね。

他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 衛生費に関する質疑はこの程度に留めます。5款労働費に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 労働費に関する質疑はこの程度に留め、6款農林水産業費に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 農林水産業費に関する質疑はこの程度に留め、7款商工費に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

説明員入れ替えのため。暫時休憩致します。

(休憩 午前11時23分)

(再開 午前11時25分)

○福原委員長 再開致します。

7款商工費に関する質疑を行います。

飯田委員。

○飯田委員 資料のページ、ちょっとまたがるんですが、78ページ、79ページ、それから80ページなんですけども、7款1項1目から6目までの中全体なんですけども、補助金と指定管理費、合わせますと大体5千万弱、4千800万っていうふうにちょっと私の方で把握してるんですが、これが商工会への補助金、それと松前温泉休養センター、道

の駅、観光協会への指定管理費合わせて、結構な多額な金額になってしまって、現状見ますと、これは仕方ないのかなと思う反面、ひょっとしたら何か突破口があったら、この補助金と指定管理費なんですけども、入館者が増えることによって、ひょっとしたら将来ちょっとずつ減らしていけないのかなあとか、あるいは、このまま地方交付税がだんだん少なくなってきて、一般財源出せなくなってくると、最終的には閉めなきゃならないとかっていう心配がどうしてもぬぐえない部分があります。

これについて、例えば指定管理者であれば、指定管理をお願いしてっていう形でやっていただくことだとは思いますが、それについて、具体的に今年この3箇所の指定管理場所の中で特に、例えば観光であれば観光協会に対して、何かアドバイスをさせていただき、いろんな指導したっていう内容のものがもしありましたら、教えていただきたいんですけど、よろしくお願いします。

○福原委員長 商工観光課田中課長。

○田中課長 飯田委員より各団体の補助金、また指定管理料についてのご質問がありました。こちらにつきましては、各2団体に対する補助、また3施設に対する指定管理料をこちらで払ってございます。いずれも行政でできないことを各団体が担っていただき、地域の経済活動や地域振興に寄与していただいていることなどから、各団体の運営を支援し、機能を維持するということについては、地域振興を図るためにも必要であるというふうに考えてございます。

しかしながら、毎年補助金の増額、また指定管理料の増額といった状況にありますので、各団体にはアドバイスではないんですけども、自主事業展開し、何とか自主財源を確保するように、そういった部分は常日頃から話してございます。以上です。

○福原委員長 飯田委員。

○飯田委員 今の説明は、私も十分ちょっと胸に感じるものありまして、本当に苦労されてるんだなっていうのが、手にとるようにわかります。ですけども、ひょっとしたら指定管理の方々が、やっていけないから、結局この金額をっていう指定はするとは思いますが、それをもらった時点で何かホッと一安心してるんじゃないかっていうようなイメージもなきにしもあらずだというふうに感じてます。

特に松前温泉さんの場合は、今3万4千人っていう資料の方に載ってますけども、温泉だけ、やり始めの頃は町外の方もたくさん来てたんですが、最近はやっぱり町内の方に癒やしていただくという目的が、何となく主になってきているような気もしないでもないですね。

山形県で、つぶれそうな日帰り温泉をお孫さん、20代のお孫さんがやって来た時に、とんでもない方法でやった時に、町で大変反対があったそうなんですけども、今となってはライダーの全国の回る場所の一つとして、大変有名になったっていう例がございます。なので、そういった参考事例などもやはり調べていただいて、それを実際に指定管理の先の方にちょっとアドバイスしてもらおうとか、やってもらうっていうようなことも、指定管理費をこちらからお渡ししてやってもらってるっていう立場もあると思うので、そこはやはりそういった調査っていうものに対してもまた、この決算の数字からちょっと今感じたんですけども、そこについては、実際にはそういうのはできるのかどうか、ちょっと聞きたいです。

○福原委員長 商工観光課田中課長。

○田中課長 今、温泉の例で他の参考事例なんかをアドバイスの話だったと思います。我々のできる範ちゅうという部分では、全国のいろんな事例を探して、それを松前

町に活かしてもらえらるような、そんなことは必要なのかなと思いますので、温泉に限らず、各施設についてもそのようなことをしていきたいなど。

また、参考に松前藩屋敷の例になるんですけども、やはり自主財源の確保ということになれば、やはりいかにして入館者を増やすかっていうことになるかと思ひます。今般7月の23日から8月の5日、松前藩屋敷において「浮き紫陽花」のイベントを実施してあります。これは、松前藩屋敷、観光協会の職員が考えたアイデアでして、この間、約3千人ほどの入館者が来てあります。通常入館者の落ち込むこの時期に3千人訪れるということですので、こういった取り組みをおこすことが自主財源の確保に繋がっていくのかなということ、こういったものは、積極的に支援してまいりたいというふうに考えてございます。

○福原委員長 飯田委員。

○飯田委員 その松前藩屋敷の「浮き紫陽花」の方なんですけど、私も拝見しましたし、非常にインターネットの方でも反響がありまして、かなりの話題性を呼んだわけでございます。そういった活動ってというのは、これからやはり何か一つそういうきっかけがあれば、ひょっとしたらV字回復できるんじゃないかと。そうすると町の指定管理費だとか、あるいは補助金などももうちょっと絞っていったら、地方交付税とか一般財源から出す金額が少なくなっても、委託した先の方々の努力によって、もう少し町が潤っていくんじゃないかなって感じがします。

今回は、本当に松前藩屋敷の努力については、ものすごく私も感銘を受けましたので、これで、ちょっと言い方悪いかもしれませんが、あと2箇所、例えば道の駅、あるいは松前温泉も、松前藩屋敷でやったような試みと同じような努力をするような指導していただければなあと思っております。来年の決算の時に、できることであれば、この指定管理費っていう費用が1円でも安くなることを期待しております。そのことについて、最後に一言お願いします。

○福原委員長 商工観光課田中課長。

○田中課長 今、飯田委員の方からいろいろアドバイスをいただきました。ありがとうございます。

今回、藩屋敷が「浮き紫陽花」で集客を伸ばした。これをきっかけに、各施設についても各職員のアイデアなんかを私どもが後押しできるような形で、入館者数の増加に繋がっていければというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

○福原委員長 よろしいですか。

質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 商工費に関する質疑はこの程度に留め、8款土木費に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 土木費に関する質疑はこの程度に留め、9款消防費に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 消防費に関する質疑はこの程度に留め、10款教育費に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

教育費に関する質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 教育費に関する質疑はこの程度に留め、11款災害復旧費に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 災害復旧費に関する質疑はこの程度に留め、12款公債費に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 公債費に関する質疑はこの程度に留め、13款職員給与費に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 職員給与費に関する質疑はこの程度に留め、14款予備費に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 予備費に関する質疑はこの程度に留め、以上歳出に関する質疑はこの程度に留めます。

暫時休憩致します。

昼食のため、休憩致します。

再開は午後1時と致します。

(休憩 午前11時37分)

(再開 午後 0時59分)

○福原委員長 再開致します。

室温が大分暑くなってきましたので、水分を補給しながら質問をお願い致します。

これより歳入各款ごとの質疑を行います。歳入1款町税に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

近江委員。

○近江委員 ページ9ページ、歳入の町税について、お尋ねしたいと思います。

不納欠損額391万47円を処理してございます。その内訳は町民税が91万1千896円、固定資産税が442万2千551円、軽自動車税が5万6千600円となっております。固定資産税の不納欠損の内訳が去年の倍近いということですので、まずその要因をお聞きしたいと思います。

それと、不納欠損の事由につきまして、監査委員の方に記載されております地方税第15条の7条第1項第1号、同じく第2号、第3号とありますが、以前にもこれお聞きしたことがありますけども、少し教えていただきたい。

それと、23ページ、12款、ああ、いいですか、それだけお願いします。

○福原委員長 税務課三浦課長。

○三浦課長 それでは、近江委員の質問に答弁さしていただきたいと思います。まず、不納欠損の関係でございます。固定資産税が前年より不納欠損額が多い要因は何かということでございます。令和元年度不納欠損した固定資産税が、442万2千551円ということで、平成30年より200万程度多くなっております。この要因は、件数自体は平成30年度より減っておりますが、1人あたりの不納欠損の固定資産税が多かったと。特に1件で200万固定資産税を不納欠損した事例がございます。これが、固定資産税の不納欠損額が多くなった要因でございます。

ちなみに、この1件で200万というのはですね、ある法人で破産手続が、破産されてまして、それで従来から破産の精算手続を行ってきまして、このたび裁判所から破産手続を廃止するというので、債権回収するのは困難だということで、この度不納欠損させていただきました。

それと、1号、2号、3号の内容でございます。まず1号は生活困窮、滞納する財産がないということでございます。2号は財産があるが、滞納処分することにより、その生活が著しく窮迫されるおそれのある、その生活が著しく困ってしまうような状況だということでございます。第3号は、所在不明及び財産が不明であるということでございます。以上です。

○福原委員長 近江委員。

○近江委員 固定資産の不納、よくわかりました。やはり会社であれば、経営が行き詰まって倒産するということもありますんで、それは理解できます。

不納欠損額の算定ってんですか、第1号から第2号、第3号まで。これに合わせた不納決算の、不納の決算の処分だと思いますが、それについては変わりはないですか。

○福原委員長 もう一度質問を詳しくお願い致します。

○近江委員 不納欠損する場合にね、今の第1号、第2号、第3号に合わせて、その内容を精査して、それに基準を合わせた金額になるのかということです。

○福原委員長 税務課長。

○三浦課長 この度、意見書にありますとおり、5ページですか、税で539万1千47円を不納欠損させていただきました。その内訳として、1号、2号、3号、今申し述べたとおりの区分によって、不納欠損させていただきましたが、その方々がそれぞれの税を滞納してるか、その人によって大きく異なります。それで、固定資産税だけの方もおりますし、町民税、軽自動車税持っている方もございます。その状況に応じて、それぞれの税目で不納欠損させていただいているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

○福原委員長 歳入1款町税に関する質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 町税に関する質疑はこの程度に留め、2款地方譲与税に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 地方譲与税に関する質疑はこの程度に留め、3款利子割交付金に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 利子割交付金に関する質疑はこの程度に留め、4款配当割交付金に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 配当割交付金に関する質疑はこの程度に留め、5款株式等譲渡所得割交付金に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 株式等譲渡所得割交付金に関する質疑はこの程度に留め、6款地方消費税交付金に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 地方消費税交付金に関する質疑はこの程度に留め、7款自動車取得税交付金に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 自動車取得税交付金に関する質疑はこの程度に留め、8款地方特例交付金に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 地方特例交付金に関する質疑はこの程度に留め、9款地方交付税に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 地方交付税に関する質疑はこの程度に留め、10款交通安全対策特別交付金に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 交通安全対策特別交付金に関する質疑はこの程度に留め、11款分担金及び負担金に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 分担金及び負担金に関する質疑はこの程度に留め、12款使用料及び手数料に関する質疑を行います。

近江委員。

○近江委員 町営住宅の家賃の問題なんですね。収入未済金が403万6千円とありますけども、これ、住宅の入居するを届ける際にですね、保証人だとか連帯保証人とかいうような債務保全に対するね、そういうものの手続なり徴収なりしてるんでしょうか。

○福原委員長 建設課長、横山課長。

○横山課長 近江委員の質問にお答えさせていただきます。入居にあたりましては、保証人の方をいただいております。滞納がもしある場合には、2ヶ月とか3ヶ月っていう程度では保証人の方にはその連絡はしませんが、ある程度滞納が多くなってくると保証人さんの方にも一応催告のお願いをしております。以上です。

○福原委員長 近江委員。

○近江委員 やっぱり債務保全の問題がね、このように固定化なり、不収入できなくて延滞するということが続いています。ですからね、やっぱり役場の債務保全なんですから、保証人では駄目なんですよ。連帯という名前をつけないと、家賃は連帯保証人からもらえることできないんです。その辺を改善していただきたいと。

それともう1点はね、いつも、去年も言ったんですけど、収入未済、これから質問しようとしております学校の給食費の問題もあります。これらの点についてね、やはり全町が一丸となってね、この収入、だんだん財源が厳しくなる状況ですので、一丸となってね、やっぱり対策を講じて、落とすものは落とす、あくまでも落とせないものは落とせないと。そういうのね、システムをつくらなきゃならないと思うんです。いつまで経っても同じなんです。収入未納額がいくらいくらあります、大変目についてるんです、これ。

ですからね、そういう税務課と連携した、そういうような体制づくりについての考え方はどうなのか、お尋ねします。

○福原委員長 12款について、建設課横山建設課長。

○横山課長 近江委員の質問に答えさせていただきます。昨年度でしたか、民法の改正がございまして、保証人さんをつける場合には、極度額を設定して保証人をつけなさいというふうな形で、当町の条例の方も改正してございます。その極度額の範囲内で保証人さんの方に請求できるものに関しましては、そういう形で請求をさせていただくという方向で今後はやっていきたいなというふうに思っております。以上です。

○福原委員長 近江委員、給食費については19款で再度質問お願い致します。

12款使用料及び手数料に関する質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 13款国庫支出金に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 国庫支出金に関する質疑はこの程度に留め、14款道支出金に関する質疑を行います。

近江委員。

○近江委員 間違えました、取り下げます。

○福原委員長 14款道支出金に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 道支出金に関する質疑はこの程度に留め、15款財産収入に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 財産収入に関する質疑はこの程度に留め、16款寄附金に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 寄附金に関する質疑はこの程度に留め、17款繰入金に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 繰入金に関する質疑はこの程度に留め、18款繰越金に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 繰越金に関する質疑はこの程度に留め、19款諸収入に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

近江委員。

○近江委員 ただ今の学校給食についての収入未収金がね、491万5千225円とあります。これだってね、もう何十年以来なんです。一生懸命教育課の方で、学校教育課の方でもって歩いていることもわかっているんです。前の前の学校教育長の時代にですね、普通口座からの振り込みを推奨させて、松前本町だけがこういう形で残った。もう10年以上経つんですよ、これ。やっぱりきちっとした、歳入回収できないんであればね、いつまで経ってもこの残高が残ってんですよ。

学校教育に勤められてる方はね、やっぱり負担なってると思うんです。私も学校給食委員やってね、この件にはなかなか触れたくないなと思ってきたんです。ということは、職員の皆さんがね、やっぱり一生懸命やって回収してるんです。もう時効なんですよ、10年も。この辺に関してもね、やっぱり処理するものはきちっと処理した方がいい、いつまで経っても固定化債権なんですよ。

ですからね、やはりさっきも言いましたように、やはりこういう問題はね、一番目につくようになる。だんだん交付税が少なくなっていくから、やはりこういう面はね、きちっとしてほしい。そういうような考え方どうでしょうか、伺います。

○福原委員長 学校教育課鍋谷課長。

○鍋谷課長 近江委員のご心配、非常に重く受け止めてございます。この滞納額につきましては、うちの職員も常々町内にいる滞納者はじめ、近郊の函館市、北斗市回ってございます。なかなか転出、学校卒業して転出した父兄につきましてはなかなか集めづらいという部分がございます。不納欠損で居所不明、そして生活困窮、債務者死亡の方に対しましては、年度ごとに不納欠損して滞納額を減らしてきている状況でございます。

引き続き、滞納額解消のために尽力していきたいというふうに考えてございますので、ご理解のほど、よろしくお願い致します。

○福原委員長 19款について、質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 諸収入に関する質疑はこの程度に留め、20款町債に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 町債に関する質疑はこの程度に留め、21款環境性能割交付金に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 環境性能割交付金に関する質疑はこの程度に留め、以上、歳入歳出各款ごとの質疑はこの程度に留めます。

これより認定第1号について総括質疑を行います。

質疑ございませんか。

斉藤委員。

○斉藤委員 1点だけ、確かめる意味で質疑させていただきます。

さっき、沼山委員が先に質問しましたマイナンバーの関係です。これは、ある役場の人に聞いたら、あんた持ってるのマイナンバーのカードでないよ、住基カードだよと、こういうようなことも言われてましてね。そうじゃなくて、私急いで昼に取りに行行って来たんです。間違いなく私のやつがマイナンバーカードかどうか、委員長、休憩して確かめさせてください。休憩してください。

○福原委員長 暫時休憩致します。

(休憩 午後 1時18分)

(再開 午後 1時18分)

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

○斉藤委員 政策財政課長、間違いなくマイナンバー。それで、特にマイナンバーが今国は、これつくった頃は女房にも見せるな、兄弟にも見せるなって言われるぐらい厳しい管理求められたんですよ、何で今こうなってるのかと。満足な説明もなくてね、国の方は。

今これ、マイナンバーあれば様々な手続きできるんだそうですね、住民票だとか印鑑証明だとか、そういうこと全部やれるんだっていうことなもんですから、もう少し発行する町としてもね、町民に丁寧に説明していかなければならないような気がするんですよ。説明が足りないと思います。

そこで総務課長、広報できちんと、総務課長でなくて、政策財政だね、広報できちんと別枠を設けてこういうことですよって広報ぐらいできないんですかね。答弁してください。

○福原委員長 政策財政課佐藤課長。

○佐藤課長 実は、広報には毎月のようにマイナンバーカードのマイナポイントだとかのお知らせを載せてございまして、その基本的な、なぜ見せるなというようなものをこのようにやってるのかというの、大分前に載せてはいると思いますが、再度機会があれば皆さんに周知して、つくってもらいたい国の意向、そしてそれを推進する町の意向というものもございますので、機会があれば、それをまた広報にも載せていきたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

○福原委員長 斉藤委員。

○斉藤委員 そんなこと知ってるんですよ。別枠で、国からのいろんなことがあるわけで、別枠できちんと説明する必要があるんでないかってこと言ってるんですよ。広報で一画載せたって、そんなに、あんまり見ない人も多いからね。だから、はっきり見えるように別枠でこういうことをありますよってことを載せてくださいよっていうことを、まず一つ答えてください。

もう一つは、国はこのマイナンバーつくることによって、一定のプラスのものも用意してますね、間違いなく。これ松前町で必要ないからやらねえんだってというような、これさっき平田課長の答弁あったけども、いらなくないんです、やった方がいいんですよ。これはあんたの方の担当か、財政の担当かしらないけどもさ、そういう優遇措置国でやるのであれば、国から金来るわけですからやった方がいいです、その方マイナンバーの発行は進みます。どちらかでもいいですから、2点答えてください。

○福原委員長 政策財政課佐藤課長。

○佐藤課長 別枠でという表現が、わかりやすいようにという解釈でよろしかったでしょうか。見やすくわかりやすくという解釈が、別枠という考え方でよろしいのであれば、そのようなつもりで取り組んでたんですけども、まだ足りないというのであれば、私も再度工夫して広報の発行に意を配していきたいと考えます。

もう1点の方は、町民課長の方でいいんですね。

○福原委員長 2点目、町民生活課平田課長。

○平田課長 先ほど、歳出の方でご答弁しましたマイナンバーカードの関係で、住民票、戸籍謄本交付の関係だと思えます。それについては、先ほどもちょっと述べましたけども、費用対効果の部分で初期投資については、国が全額保証してくれるということで聞いております。確かにそうです。

それで、ランニングコストが最低通信費だけで400万かかるっていう試算出てます。これは、見積もりいただいて、業者の方からいただいておりますので、約400万ぐらいかかりますので、実際問題町内のコンビニ等で、確かに使えば便利だと思えますけども、急いですぐ便利だからということでやると、いろいろな面で、特に財政的な面で相当費用かかるということで、近隣の市町村においても函館市、北斗市、七飯町についてはやっているとということなんですけども、他の町村については導入については、やはりランニングコストのからみありまして導入してない状態なものですから、先ほども言いましたけども、将来的にはやらざるを得ない状態には来ると思えます。その前に国の方からいい、何て言うんですか、町への財政支援等があれば踏み切ろうかなとは思ってますが、今のところ、ランニングコスト年間400万については町の持ち出しという形になります。

それともう1点あるんですけども、コンビニ交付の手数料が、現在の交付、町の手数料条例に載ってる手数料よりも払う金額が高いのもありまして、住民票、戸籍の発行手数料なんかも見直しかけて上げなきゃならない形になるのかなと、担当の方としては思ってます。そういうのもありまして、実際に普通に住民票取りに来る方の負担が増える。それで実際問題、コンビニ交付ですから、町内では全部で4箇所しかないということもありまして、それも含めて、今担当の方としては、近隣の町村の状態見ながらやってるような状態ですので、ご理解願いたいと思えます。

○福原委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これね、総務省の資料沼山委員からもらったんです。ここに書いてる取得できる証明書って書いてあるんですね。住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の附表の写し、具体的にまだあるんだろうけど書いてあるんですよ。ちっちゃい文字でね、対応しない町村あり、ちっこい、字が見えるか見えないかちっこい字で書いてあるんですよ。これ、松前町ですよ。ですから、老眼鏡離せば見えないようなちっこい字で書いてあるんです。けども、今課長が言うように、将来はそれが必要にあるであろうと、こういう見通しを立てているわけですよ。ですから、例え4店しか対象の店舗がないとしてもね、それをできるように進めるのが行政でないんですか。なんぼ経費がかかろうともね、こういう時代なんですよ、こういうものにかけるような時代なんです。

だから、横に逸れますけども、学校だって今授業もできるぐらいの形にしようとしてきているわけですよ。ですから、そういう時代必ず来ますので、相当覚悟して取り組むべきだと思うんですが、町長いかがですか。

○福原委員長 副町長。

○若佐副町長 ご指名ございましたけれど、私の方でご勘弁いただきたいと思います。全くもって様々なそういう行政サービス、これがやはり松前町であるからその辺のところが少ないとか、余所よりやはり劣ってるっていうことのないように、私ども取り組んでいかなければならないと思ってます。

ただ、そういった中であって、やはりこういう小さい町でございまして、財政状況を踏まえながら、効率効果よくやっていきたいなという考えには、これはやはり大前提に立つべきところかなと思っています。

例えば、これがコンビニではなくて、コンビニも含めて郵便局でも使えるよっていうようなことになると、町内全域、原口から白神まで、これが本当に身近になります。コンビニだけですと、やはりある場所に限られるので、そういうふうになってくると利便性はありますが、やはりいろんな人ができるようになるには、今郵便局の方の活用も話が進んできてるといことで、田舎にとってはコンビニよりは郵便局の方がいいのかなと。国の体制も変わってくると思います。

また、先々的には支所のあり方等もいろいろ検討していかなきゃならない時期には来ているかなとは思っております。様々なそういう複合的なものを踏まえて、そして、なおかつ行政サービスが低下にならないように、斉藤委員、そして沼山委員おっしゃるとおり、この辺で前向きに取り組んでまいりたいと思いますので、何とかご理解いただきたいと思ひます。

○福原委員長 斉藤委員。

○斉藤委員 私、このマイナンバーで様々な証明書もらえるっていうのはね、かなりメリットあると思うんですよ。なぜかと言えばね、いつでも書いててね、早朝から夜まで、日曜日もおっケーですよって書いてんですよ、6時半から23時まで。あなた方が来たって9時から5時まで、常識的にはね。だから、子どもたちが町内にいないでできるっていうことになれば、この夜に様々な手続きができるってことは相当メリットがあるんですよ。

ですから、こういう時間ともかく十分検討してもらってね、できるだけ早く取り組むという姿勢を示さなきゃならないと思うんですよ。もうこれ以上の答弁出て来ないでしょうから、町長は全然答弁立たないしね、副町長が我慢して答弁してるだけだから。だから、前向きに取り組んでください。終わります。

○福原委員長 答弁は必要ございませんね。

近江委員。

○近江委員 やはり歳入の面でね、だんだん金額が年々減ってます。29年と30年で5億3千万、30年と元年度で3億9千万減っているんですね。その中で先ほど処理の話しましたけどね、未済額がやっぱりね、職員が回収して努力して1千100万ほど少なくなっている。けども、7千万もあるんですよ。特に町税5千600万、先ほど質問しました町営住宅の問題、学校給食の問題、奨学資金の問題。この辺をね、もうちょっと全職員を共通の認識としてね、いかに回収するか、いかに処理するか、やっぱり構築するべきだと思います。ですから、その点をね、どのように考えるのか。

それと松前町の産業においては、漁業についてはもう兆しが見えない、水産加工についてもそうです。ただ、昨牛肉牛改良センターに着手してね、町民が期待してるんです。ですから町長特にね、傾注してもらいたい。未収金の問題について、町長に答弁お願いしたいです。

○福原委員長 町長。

○石山町長 税始め、町営住宅、更には給食費等々、町の抱える収入未済金の関係で総括

のご質疑いただきました。本当に貴重な財源の確保につきましては、未収金の回収につきましては、職員が日々努力をしていることは私も認識しております、日々感謝をしているところであります。

しかしながら、いろいろ仕組みの、法律の中で、決められた法律の中で不納欠損したり、いろいろ取り組んで来ているわけでありまして、まず基本になるのは、税収の確保だというふうに思っておりますので、税、あるいは使用料、あるいは抱えてる債権につきましては、不公平感のないような対応を、これからも職員と一緒に進めて行きたいというふうに思っているところであります。

ご指摘のように、交付税も減るような状況下の中で、財源は貴重だというふうに思っておりますので、未収金の回収のために、これからも意を持って対応してまいりたいというふうに思っています。

○福原委員長 質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 質疑なしと認め、認定第1号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

ただ今議題となっております認定第1号については、これを認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○福原委員長 起立全員であります。よって、認定第1号は認定すべきものと決定しました。

暫時休憩致します。

(休憩 午後 1時34分)

(再開 午後 1時37分)

○近江副委員長 再開致します。

次に認定第2号を議題と致します。

直ちに質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○近江副委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○近江副委員長 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

ただ今議題となっております認定第2号については、これを認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○近江副委員長 起立全員です。よって、認定第2号は認定すべきものと決定致しました。

次に認定第3号を議題と致します。

直ちに質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○近江副委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」という声あり)

○近江副委員長 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

ただ今議題となっております認定第3号については、これを認定すべきものと決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○近江副委員長 起立全員であります。よって、認定第3号は認定すべきものと決定致しました。

次に認定第4号を議題と致します。

直ちに質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○近江副委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」という声あり)

○近江副委員長 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

ただ今議題となっております認定第4号については、これを認定すべきものと決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○近江副委員長 起立全員であります。よって、認定第4号は認定すべきものと決定致しました。

次に認定第5号を議題と致します。

直ちに質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○近江副委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○近江副委員長 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

ただ今議題となっております認定第5号については、これを認定すべきものと決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○近江副委員長 起立全員であります。よって、認定第5号は認定すべきものと決定致しました。

次に認定第6号を議題と致します。

直ちに質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○近江副委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」という声あり)

○近江副委員長 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

ただ今議題となっております認定第6号については、これを認定すべきものと決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○近江副委員長 起立全員であります。よって、認定第6号は認定とすべきものと決定致しました。

暫時休憩致します。

(休憩 午後 1時41分)

(再開 午後 1時44分)

○福原委員長 再開致します。

これより審査報告書について協議致します。

お諮り致します。

本委員会の審査報告書の審査意見については、質疑内容を基に正副委員長において審査意見を作成し、別途送付することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○福原委員長 ご異議なしと認め、そのように決定しました。

暫時休憩致します。

(休憩 午後 1時44分)

(再開 午後 1時44分)

○福原委員長 再開致します。

お手元に配布致しました審査報告書のとおり、提出したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○福原委員長 ご異議なしと認めます。

審査意見に特に記載すべきご意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

○福原委員長 別途送付する審査意見作成にあたっては、正副委員長に一任願います。

これをもって決算審査特別委員会を閉会致します。

どうもご苦勞様でした。

(閉会 午後 1時45分)